

美郷町ドライブレコーダー設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安全運転及び犯罪抑止効果が期待されるドライブレコーダーを設置した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、安全運転意識の向上による交通事故の減少と犯罪の抑止を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダーとは自動車に搭載して走行中又は停車中の状況を映像で記録する装置（スマートフォン等を活用したものを除く。）をいう。
- (2) 記録データとはドライブレコーダーにより記録された映像及び音声（電磁的記録媒体に記録した情報を含む。）をいう。
- (3) 自動車とは道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（事業用自動車、2輪の自動車を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住民登録をしている個人であること。
- (2) 当該申請者及び居住世帯員が本町の町税及び使用料等を滞納していないこと。
- (3) 申請者が使用する車両（車検証の使用者欄に申請者の氏名の記載がある車両）にドライブレコーダーを新規に設置、またはドライブレコーダーが搭載された車両（新車に限る）を購入した者であること。

(補助対象製品)

第4条 補助金の交付の対象となるドライブレコーダーは、次の要件を

満たすものとする。

- (1) エンジンをかけると自動的に録画を開始する常時録画機能を有すること。
- (2) 有効画素数が200 万画素以上の常時録画で2 時間以上記録（記録時間には、メモリーカード等の保存時間を含む。）できること。
- (3) 記録データの再生がパソコンでできること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、ドライブレコーダーを新たに購入し、及び設置した自動車ごとに、ドライブレコーダーの設置に必要な購入費及び取付費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1の額とし、限度額を30,000円とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（交付条件）

第7条 補助金の交付条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象は、1世帯につき2台までとする。
- (2) 事業変更により、補助対象経費が増額されても追加補助は行わないとする。
- (3) 交付決定者は、当該補助金を受けて取得した設備等の管理において、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従いその適正な使用に努めるものとする。
- (4) 捜査機関から映像の情報提供を求められた場合は、映像の提供に協力すること。
- (5) 美郷町補助金等の適正化に関する規則（平成16年11月1日規則第43号）及びこの要綱を遵守すること。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、美郷町ドライブレコーダ

一設置費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 自動車検査証等（自動車検査証、自動車検査証記録事項）の写し
- (2) 領収書（ドライブレコーダーの購入日、数量、価格及び申請者の氏名並びに販売店名が記載されているもの）の写し
- (3) 取扱説明書の写し（ドライブレコーダーの機能が分かるもの）
- (4) ドライブレコーダーが装着された状態で車両を撮影した写真（車両のナンバープレートとドライブレコーダーが一緒に写っているもの1枚、及びドライブレコーダーが装着されている状態を車内から撮影したもの1枚）
- (5) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第9条 町長は、前条の補助金交付申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、当該申請をした者に美郷町ドライブレコーダー設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の決定を受けた者は、美郷町ドライブレコーダー設置費補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第11条 町長は、前条に規定する請求書が提出された場合は、速やかに補助金を交付する。

（実施期間）

第12条 この告示による事業の実施期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。